

J - クレジット制度 実施要綱（案）の概要

【第 1 章関係】

1 . 制度設計の方針

J - クレジット制度は、平成 24 年 8 月 2 日に取りまとめられた「新クレジット制度の在り方について（取りまとめ）」（新クレジット制度の在り方に関する検討会）に基づき、以下の 4 つの理念を基本の方針として、国内クレジット制度及びオフセット・クレジット（J - V E R）制度における規程類及び手続をベースに、ISO14064-2 及び ISO14064-3 に準拠する形で制度設計及び基本文書類の策定を行ったものである。

国内クレジット制度及びオフセット・クレジット（J-VER）制度の優れている点を取り入れ、相互補完し、多様な主体が参加できる制度とする。

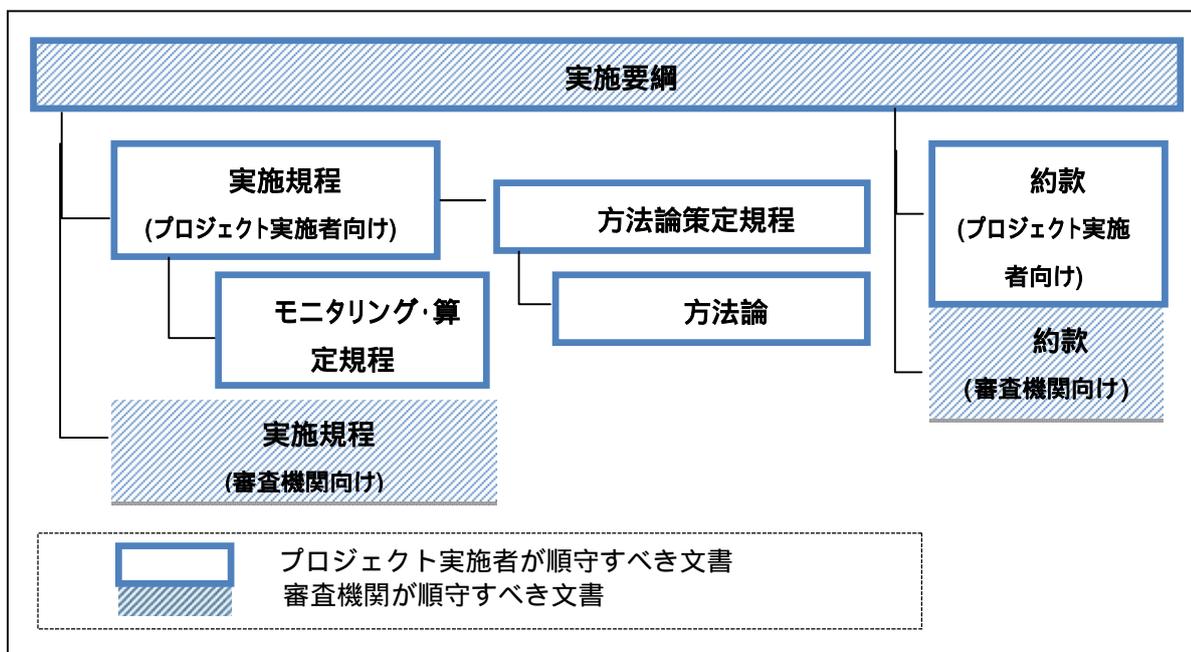
環境の観点からみて信頼が得られるものとするとともに、使いやすく適用範囲の広い利便性のある制度とする。

地域資源の活用による温室効果ガス削減に向けた地域の取組やクレジットの地産地消を後押しし、地域活性化につながるような制度とする。

国際的にも評価され、海外における取組においても参考とされるような内容となることを目指す。

2 . 制度の文書体系

J - クレジット制度において従うべき要件等を定めた基本文書の体系は、以下の図のとおりである。



また、それぞれの文書の規定内容は以下のとおりである。

文書名		規定内容	利用者
実施要綱		J - クレジット制度の基本的方針及び原則、各種委員会等の業務並びにJ - クレジット制度を利用する者が従うべき要件及び手続を定めるもの（本文書）	プロジェクト実施者 審査機関
実施規程	プロジェクト実施者向け	プロジェクト実施者がプロジェクト計画書の作成から排出削減・吸収量の認証までの一連の手続において満たすべき要件を定めるもの	プロジェクト実施者
	審査機関向け	審査機関が妥当性確認及び検証において、満たすべき要件を定めるもの	審査機関
モニタリング・算定規程		方法論に定められたモニタリング項目ごとに、従うべき具体的なモニタリング方法を定めるもの	プロジェクト実施者
方法論策定規程		方法論の策定に必要な要件及び策定手続を定めるもの	方法論策定者
方法論		排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法、モニタリング方法等を定めるもの	プロジェクト実施者
約款	プロジェクト実施者向け	プロジェクト実施者が、制度管理者との関係で契約の形で、 、 、 の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	プロジェクト実施者
	審査機関向け	審査機関が、制度管理者との関係で契約の形で、 、 の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	審査機関

3 . J-クレジット制度の原則

(1) 環境価値のダブルカウントの禁止

本制度においては、一つの排出削減・吸収効果の重複認証及び重複報告が生じないように、排出削減・吸収量の認証要件及びプロジェクト実施者が従うべき要件を定める。

(2) 国際規格への準拠

ISO14064-2 及び ISO14064-3 に準拠した制度とする。

4 . J-クレジット制度の対象

(1) プロジェクト実施者

プロジェクト実施者に制限は設けない。

(2) プロジェクト

2013 年 4 月以降に実施される取組を対象とする。

(3) 温室効果ガスの種類

二酸化炭素(CO₂)/メタン(CH₄)/一酸化二窒素(N₂O)/ハイドロフルオロカーボン(HFCs)のうち政令で定められるもの/パーフルオロカーボン(PFCs)のうち政令で定められるもの/六ふっ化硫黄(SF₆)

(4) 認証対象期間

認証対象期間の開始日は、プロジェクト登録の申請のあった日若しくはモニタリングが可能となった日のいずれか遅い日とする。認証対象期間の終了日は、2021年3月31日とする。

(5) クレジットの保有者

クレジット保有者に制限は設けない。

5 . クレジットの活用先

低炭素社会実行計画/地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定報告公表制度における調整後排出量の報告/エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号)に基づく定期報告における共同省エネルギー事業の報告/カーボン・オフセット

ただし、低炭素社会実行計画に参加している事業者が創出したクレジット又は森林管理プロジェクトに由来するクレジットについては、低炭素社会実行計画の目標達成のために活用することはできない。

【第2章関係】

6. 運営体制

(1) 体制及びそれぞれの業務

本制度は、以下の業務を担当する委員会等によって運営する。

- 制度管理者
制度文書の決定・改廃、プロジェクト登録、認証及び制度運営に必要な業務
- J-クレジット制度運営委員会
制度文書及び地域版J-クレジット制度の承認に関する審議。原則として議事は公開する。
- J-クレジット制度認証委員会
プロジェクト登録及び認証に関する審議。議事は非公開とする。
- 審査機関
プロジェクト登録の妥当性確認及び認証に関する検証

(2) 委員会の構成

委員会は、5人以上15人以内で構成。任期は1年。委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任。

(3) 委員会の運営

委員の総数の3分の2の出席が必要。議事は過半数で議決。

7. 審査機関の登録要件

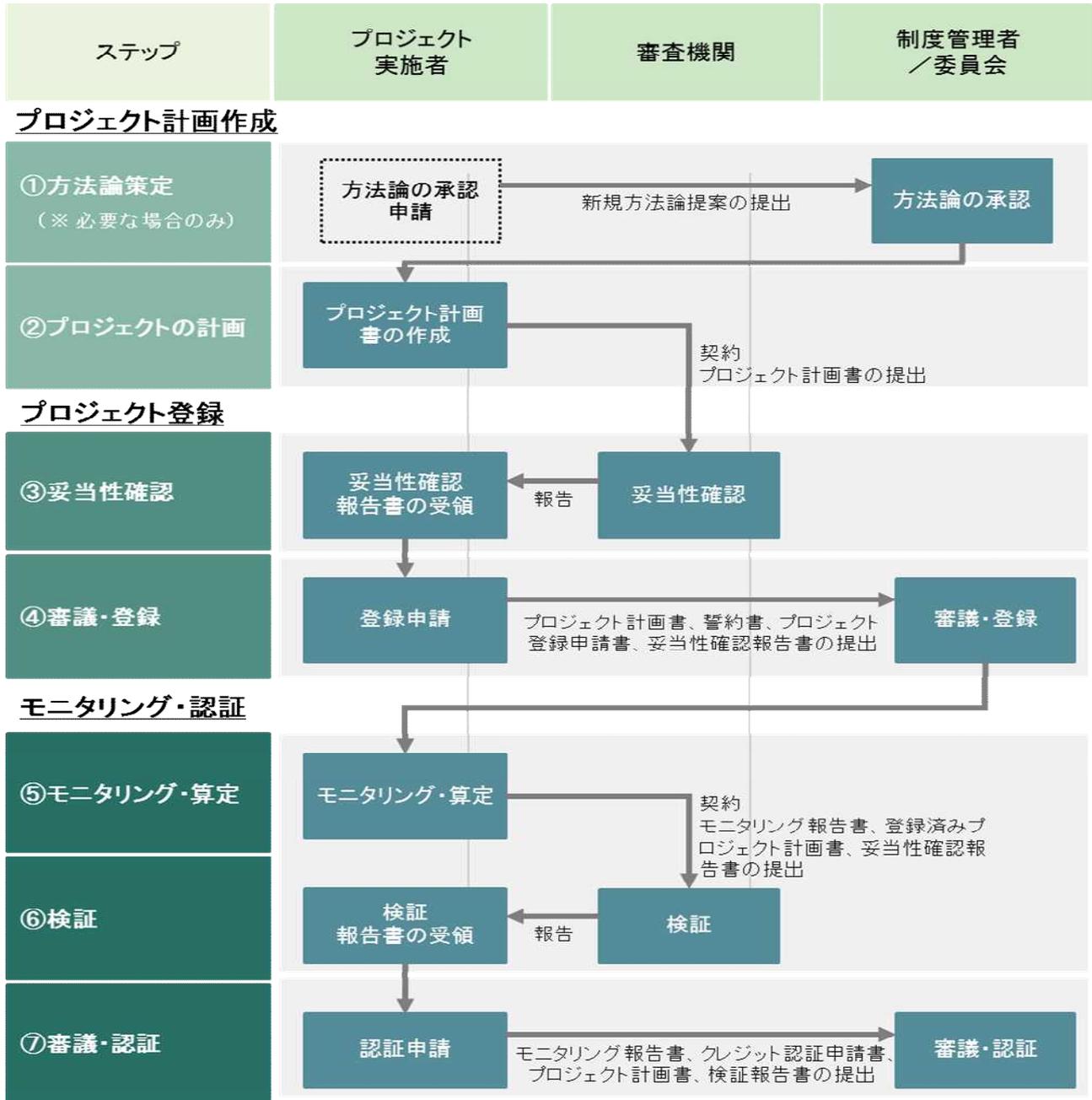
本制度において妥当性確認及び検証を実施できる機関は、ISO14065 認定を取得した機関でなければならない。また、認定を取得した認定分野(エネルギー由来、工業プロセス、家畜、森林)に含まれる方法論のみ、妥当性確認及び検証を実施することができる。ただし、以下に該当する場合は、暫定的に審査機関として登録することができる。

- 平成25年4月以降にISO14065 認定事業に申請し、文書及び記録のレビュー、本部又は主たる事業所における審査まで終了している場合(ただし、認定事業への申請が受理された日から2年以内に限る。)
- (本制度に登録された機関が3機関に満たない認定分野に限り)気候変動枠組条約において対応するセクトラルスコープにおいて指定運営組織(DOE)又は認定独立組織(AIE)として登録されている場合

【第3章関係】

8. 手続

本制度における手続の概要は以下のフロー図のとおり。



各手続の詳細については、別紙参照。

9 . J-クレジットの管理

制度管理者は、J-クレジット登録簿を作成する。

10 . プロジェクトの取消し

プロジェクト実施者は、プロジェクトの取消しを申請することができる。

11 . 地域版 J - クレジット制度

地域版 J-クレジット制度により認証されたクレジットは、本制度のクレジットと同様に活用できる。地域版 J - クレジット制度運営主体としての承認の有効期限は、承認された日の属する年度の 3 月 31 日までとする。更新する場合には再度承認を受けなければならない。また、運営主体が適切にスキームを運営しているかどうかを確認するため、年に 1 回以上制度管理者が実地確認を行う。

【第4章関連】

12. 基本文書からの逸脱行為を行った場合の措置

<全てのプロジェクト実施者>

- 制度管理者は、プロジェクト実施者が基本文書に違反したと認められる場合は、当該プロジェクト実施者によるプロジェクトの登録を抹消するとともに、当該プロジェクト実施者が事象発生以降に新たにJ-クレジットの取得・移転・無効化を行うことを拒否することができる。
- 当該プロジェクト実施者が、是正措置に関する説明及び必要な証拠等を提出し、制度管理者が当該是正措置の内容を妥当と判断した場合、制度管理者は、当該プロジェクト実施者に係る新たなプロジェクト登録申請の受理、J-クレジットの取得・移転・無効化を行うことができる。ただし、プロジェクト実施者が繰り返し基本文書に違反した場合等悪質な違反と認められる場合については、制度管理者は、再度プロジェクトの登録を抹消するとともに、その後の是正措置に関わらず、登録の抹消後1年間は当該プロジェクト実施者からの新たなプロジェクト登録の申請、J-クレジットの取得・移転・無効化を拒否することができる。
- 制度管理者は、認証の対象となった排出削減・吸収量が、他の類似制度において二重に認証されていることを把握した場合、プロジェクト実施者に対し、40営業日以内に同量のJ-クレジットの取消しを行うことを求めることができる。
- 当該プロジェクト実施者が、40営業日以内の同量のJ-クレジットの取消しに応じなかった場合、制度管理者は、J-クレジットの取消しが行われな限り、新たにJ-クレジットの取得・移転・無効化を行うことを拒否することができる。

<プロジェクト実施者（森林管理プロジェクトのみ）>

- 制度管理者は、実施規程（プロジェクト実施者向け）に定める持続性担保措置に係る義務不履行が認められる場合、当該プロジェクト実施者に対して、40営業日以内に同量のJ-クレジットの取消しを行うことを求めることができる。
- 当該プロジェクト実施者が、40営業日以内の同量のJ-クレジットの取消しに応じなかった場合、制度管理者は、J-クレジットの取消しが行われな限り、新たにJ-クレジットの取得・移転・無効化を行うことを拒否することができる。

<審査機関>

- 制度管理者は、審査機関が基本文書に違反したと認められる場合は、当該審査機関の登録の一時停止を行うことができる。この場合、既に開始している妥当性確認・検証を除いて本制度において新たな妥当性確認・検証を開始することはできない。当該審査機関が、是正措置に関する説明及び必要な証拠等を提出し、制度管理者が当該是正措置の内容を妥当と判断した場合、一時停止を解除することができる。

13. 経過措置

国内クレジット制度において承認済みの排出削減事業及びJ-VER制度において登

録済みのプロジェクトについては、移行届を提出することにより、旧制度においてモニタリングを開始した日から8年間は、当該事業及びプロジェクトに起因する排出削減・吸収量の認証を受けることができる。その際に従うべきルールは旧制度のルールとする。

なお、モニタリングを開始した日から8年が経過した後も継続して認証を受ける場合は、その時点で最新の制度文書に従って、プロジェクトの更新の申請を行わなければならない。

上記の措置により発行されるクレジットは、J-クレジットとみなす。ただし、クレジットの活用先については、国内クレジット制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度のルールに基づく。

14. プロジェクト開始時期の特例

2012年度中に設備の更新や新設を行った者で、国内クレジット制度及びJ-VER制度において事業承認及びプロジェクト登録を受けていない場合は、2013年度中に限り、J-クレジット制度のプロジェクトとして登録の申請を行うことができる。当該プロジェクトの認証対象期間は、J-クレジット制度の規定に基づく。

以上